

暮らしのペースに合わせ 投票時間が午後8時までに

仕事が忙しかったり、レジャーの計画があったり、赤ちゃんがいたり、暮らしのペースは人それぞれですね。

そこで、選挙の日にできるだけ多くの方が投票できるよう、公職選挙法の一部が改正されました。

これにより、投票時間が午後8時までに延長され、不在者投票ができる事由も緩和されました。

みなさんの貴重な一票を投票してください。



夜8時までなら
仕事をすませて行ける



投票時間が午後8時 までになりました。

- いままで午後6時までだった投票時間が、午後8時まで延長されました。
- 夕方まで仕事がある方も投票できます。
- 家族や友人と昼間レジャーに出かける予定があっても、計画を変更しなくて済みます。

赤ちゃんと一緒に
行けて助かるわ

昼間は遊んで
投票は夜にしよう



小さなお子様連れ でもOKです。

- いままででは一人で投票所に入ることが原則でした。これからは、小さなお子様と一緒に投票所に入ることができます。



次のような方も不在者投票ができます。

不在者投票ができるから
お店を休まなくてすむ



自営業の方などや
冠婚葬祭などの
予定がある方。

島へ単身赴任中だから
不在者投票をします



離島など、交通の
不便な場所に
住んでいる方や
そこに滞在中の方。

投票日はゴルフだから、
不在者投票をしよう



レジャーや買物などの
私用で、投票日に
投票区内にいない方。

市外へ引っ越したばかりから、
不在者投票をするわ



引っ越しなどを
して、他の市町村
に住んでいる方。

ケガで入院中だから
不在者投票にします



病気やケガ、
妊娠などの
理由で
歩けない方。

不在者投票の時間も、午後8時までになりました。

- 3時間延長され午前8時30分から午後8時までになりました。

施行期日

- 平成10年6月1日から（一部は昨年12月19日から）施行されます。